

「専門的ながん診療の機能を有する医療機関」の選定要件の変更について

1 現状と課題

本県保健医療計画において、専門的ながん診療の機能を有する病院とは、手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療を実施している病院と定義して、個別医療機関名を公表している。

このうち放射線治療については専門性が高く放射線治療医も不足していることから、がん診療を行う全ての病院で対応することが困難であるため、他院との連携により集学的治療を行う医療機関もあるが、保健医療計画上の位置づけがない。

そこで、県民のがん治療に資するよう、こうした医療機関で相当数の診療実績があり地域におけるがん診療の中核的な役割を担っている医療機関に一定の位置づけを付与する必要がある。

また、平成 22 年 4 月に改定された診療報酬基準により、「がん診療連携拠点病院に準じる病院」が、かかりつけ医との連携計画書を策定した場合に診療報酬加算の対象となったが、放射線治療を自院で行えない医療機関は連携計画書を策定しても現在の保健医療計画に位置づけがないため診療報酬加算の対象とならないことから、連携の推進の障害ともなっている。

このため、がんの医療連携がより一層進むよう、保健医療計画の記載について見直す必要がある。

2 見直し案

放射線治療を他病院と連携して実施することにより集学的治療が可能で、かつ年間入院がん患者数が 500 人以上（＝県指定拠点病院並）である医療機関については、県保健医療計画の「専門的ながん診療の機能を有する医療機関」と位置付ける。

3 見直しによる効果

拠点病院以外の病院で、がん診療に積極的な病院を「専門的ながん診療の機能を有する医療機関」と位置づけ公表することにより、患者や地域住民が病期に適した質の高い医療を受けられるよう情報提供を進める。

がん診療を行っている医療機関での放射線治療分野における医療連携を進め、切れ目ない医療が提供されるよう地域完結型の医療体制の整備を推進する。

4 実施時期

平成 24 年 4 月 1 日より

5 追加する医療機関（8 病院。現行 34 病院）

圏 域	医療機関名
神 戸	川崎病院、神戸海星病院、神戸市立医療センター西市民病院
阪神南	明和病院
阪神北	市立川西病院、宝塚市立病院、兵庫中央病院
東播磨	明石医療センター

なお、医療機関の医療機能の変更に対応するため、医療機関からの届出を随時受け付け、圏域の健康福祉事務所等において確認の上、定期的に県のホームページを更新する。

(アドレス：http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw02/hw02_000000001.html)

＜**専門的ながん診療**の機能を有する医療機関＞

選定条件	圏域名	医療機関名	県立がんセンター (都道府県がん診療連携拠点病院)
・手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療の実施	神戸	神戸大学医学部附属病院★、神戸市立医療センター中央市民病院★、神戸赤十字病院、国立病院機構神戸医療センター★、社会保険神戸中央病院、神鋼病院、西神戸医療センター、(隈病院)、(県立こども病院)、(神戸百年記念病院)	
	阪神南	関西労災病院★、兵庫医科大学病院★、県立尼崎病院☆、県立西宮病院☆、西宮市立中央病院、(県立塚口病院)	
	阪神北	近畿中央病院★、市立伊丹病院☆、(三田市民病院)	
・緩和ケアチームによる緩和ケアの実施	東播磨	県立がんセンター★(再掲)、明石市立市民病院、県立加古川医療センター、甲南病院加古川病院、加古川西市民病院	
	北播磨	市立西脇病院★	
	中播磨	姫路医療センター★、姫路赤十字病院★、新日鐵広畑病院、(姫路中央病院)	
	西播磨	赤穂市民病院★	
	但馬	公立豊岡病院★、公立八鹿病院	
	丹波	県立柏原病院★	
	淡路	県立淡路病院★	

★は、国指定がん診療連携拠点病院 ☆は、兵庫県指定がん診療連携拠点病院
() 書きは、緩和ケアチームを有しない病院

選定条件	医療機関名
先進(先端)医療の提供	県立粒子線医療センター 先端医療センター

＜**標準的ながん診療**の機能を有する医療機関＞

県のホームページに掲載している「4 疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)に関し、計画に記載する病院名一覧」のうち、「がん」の「各種がんの治療方法及びセカンドオピニオン対応状況」を参照

(アドレス：http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw02/hw02_000000001.html)

＜**在宅療養支援**、**歯科医療**の機能を有する医療機関＞

これらの機能を担う医療機関については、医療法第6条の3の規定に基づく医療機関からの報告により県のホームページの中で情報提供する。

(アドレス：<http://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/hyogo/ap/qq/ma/pwtpmenu101.aspx>)

また、各地域の郡市区医師会、歯科医師会において、これらの機能を有する医療機関について、患者・家族や医療・介護施設等からの相談に応じ情報提供できる体制を構築する。

オ 地域連携クリティカルパスの整備及び拠点病院間の連携強化(県、関係機関)

都道府県がん診療連携拠点病院である県立がんセンターに設置している「兵庫県がん診療連携協議会」において作成した県下統一の地域連携クリティカルパス(案)をもとに、各医療圏域で導入に向けた検討を行い、すべての拠点病院において、5年以内に、5大がん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん)に関する地域連携クリティカルパスを整備する。

【I-1 (充実が求められる領域/がん医療の推進) -②】

がん診療連携拠点病院を中心とした連携の充実

骨子【I-1-(1)】

第1 基本的な考え方

がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関の連携による一連の治療計画の整備が進んでいる。患者が身近な環境で質の高いがん医療を受けられる医療提供体制を推進する観点から、こうした取組を評価する。

第2 具体的な内容

がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関が、がん患者の退院後の治療をあらかじめ作成・共有された計画に基づき連携して行うとともに、適切に情報交換を行うことを評価する。

① がん治療連携計画策定料 (計画策定病院) 750点 (退院時)

[算定要件]

がんと診断された患者で、がん診療拠点病院又は準ずる病院において、初回の手術・放射線治療・化学療法等のため入院した患者に対し、あらかじめ策定してある地域の医療機関との地域連携診療計画に基づき、個別の患者の治療計画を策定し、患者に説明し、同意を得た上で、文書により提供するとともに、退院後の治療を連携して担う医療機関に対して診療情報を提供した場合に、退院時に算定する。

② がん治療連携指導料 (連携医療機関) 300点 (情報提供時)

[算定要件]

がん治療連携計画策定料を算定した患者に対し、計画策定病院において作成された治療計画に基づき、計画策定病院と連携して退院後の治療を行うとともに、計画策定病院に対し、診療情報を提供した場合に算定する。

地域連携パスの流れ(連携医療機関決定まで)

外来受診時

- 入院前から地域での連携診療について説明・相談します

入院・治療

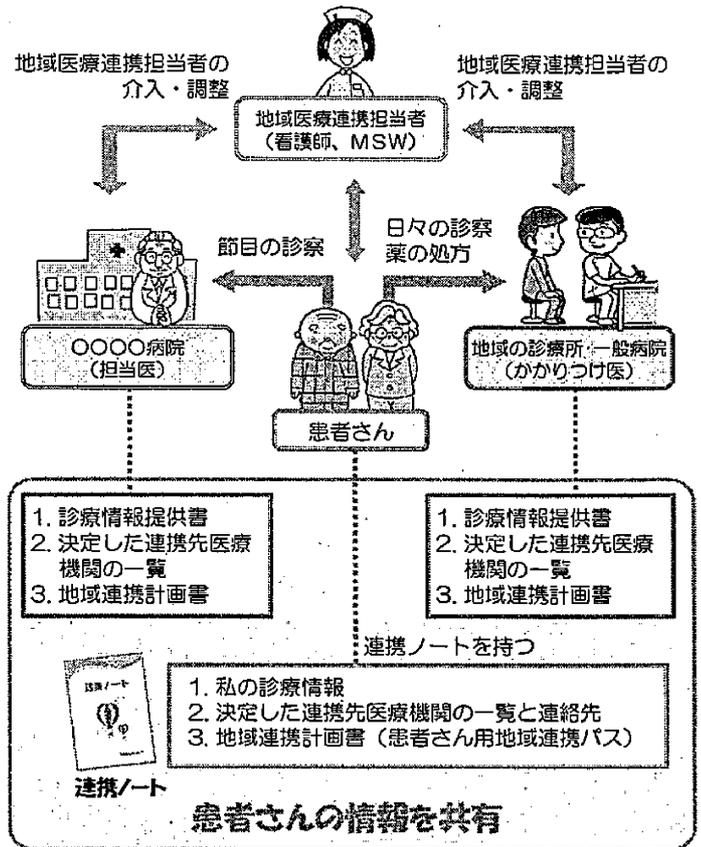
- 患者さんに院内パス、地域連携パス、連携医療機関について説明します。
- 患者さんの同意後に、今後の共同診療について連携医療機関と調整を行います。

退院・連携開始

- 患者さんに連携ノートをお渡しします。
- 退院後の落ち着いた時点（およそ退院1～3ヶ月後）から開始します。
- かかりつけ医（地域の病院、診療所）が日々の診察と投薬を担当し、〇〇〇〇病院が節目（3～12カ月ごと）の診察を行います。
- 血液検査や画像診断などは、患者さんの希望を聞いて、かかりつけ医と〇〇〇〇病院のどちらで行うか相談をします。
- 病状が変わった時や、副作用が強い時などに備え夜間休日にも安心できるような連携の体制を作ります。

4

地域連携パスの流れ(連携医療機関決定後)



5

連携ノートの使い方

- 連携ノートには、以下の内容が綴られています。

1. 私の診療情報
2. 決定した連携医療機関の一覧と連絡先
3. 地域連携計画書（患者さん用連携パス）
 - ・ 5年～10年先までの診療の計画をたてたものです。
 - ・ 「いつ・どこを受診するのか」といった予定が一目でわかるほか、検査結果なども記入できるようになっています。
4. 自己チェックシート（任意）
 - ・ 患者さんの手術後の体の状態をチェックする用紙です。
5. おくすり手帳（任意）

- 患者さんの状態や思いは「連携ノート」を通して情報交換を行います。
- 連携ノートは、患者さんと医療機関が連携して患者さん中心の治療を切れ目なく続けるための貴重な資料です。
- 患者さんの個人情報が含まれますので、患者さんご自身でしっかりと管理していただく必要があります。



* 医療機関を受診される際には忘れずお持ちください

6

がんの医療にかかわる質問や相談に
おこたえしています。

- 〇〇〇〇病院 地域医療連携室
TEL: 000-000-0000
紹介患者さんの受け入れ、〇〇〇〇病院に通院中・入院中の患者さんのご相談や退院支援など
- 〇〇〇〇病院 相談支援センター
TEL: 000-000-0000
患者さん・ご家族、一般の方、地域の医療関係者の方からのご相談など

Ver1.0(H22.11.10)